

対象者の要件に関する検討の視点

令和 3 年 2 月 18 日
原子力規制庁
放射線防護企画課

1. 考え方

甲状腺被ばく線量モニタリングは、原子力災害発生時において放射性物質の放出後に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくが懸念される者を対象として実施するものである。

放射性物質の放出後の応急対策として原子力災害対策指針においては、計測された空間放射線量率等で表される運用上の介入レベル（OIL）に基づいて、避難等の緊急防護措置や一時移転等の早期防護措置を実施するとともに、避難住民等に対して避難退域時検査及び簡易除染等の措置を講じることとしており、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングは、避難退域時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくが懸念される場合に行うとしている。

このことから、以下の視点で対象者の要件を検討してはどうか。

2. 検討の視点

（1）対象者が居住する地域の要件

原子力災害により、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくが懸念される者としては、一定の被ばく線量を回避するために避難や一時移転の対象となった OIL に基づく防護措置の対象となった地域の住民等を対象としてはどうか。

（2）対象とする年齢層等

放射性ヨウ素による医学的な影響は、将来甲状腺がんになるリスクの増加であり、そのリスクが相対的に高い年齢層を対象としてはどうか。具体的には、その年齢層として 19 歳未満及び胎児や乳児への影響が懸念される妊婦・授乳婦を対象としてはどうか。